地縁による団体の
法人格取得の手引

（令和８年 10 月改訂版）

八潮市役所　市民活力推進部　市民協働推進課

〒340-8588　埼玉県八潮市中央一丁目２番地１
電　話：048-996-2111（内線 465）
メール：shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

目　　次

１．はじめに

（１）　地縁による団体と認可地縁団体・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）　認可地縁団体の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（３）　認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．認可申請の手続きについて

（１）　認可申請の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）　認可申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．認可後の各種手続きについて

（１）　告示事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）　規約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）　認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（４）　認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付・・・・・・・・・・・７
（５）　団体の証明書（地縁団体台帳の写し）の交付・・・・・・・・７
（６）　資産（不動産等）の登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（７）　法人設立の届出及び税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

【各種様式】

●　認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
●　承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
●　告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
●　規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
●　認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・１３
●　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・・・１４
●　証明書交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

１．はじめに

（１）地縁による団体と認可地縁団体

① 地縁による団体とは・・・

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体

② 認可地縁団体とは・・・

地縁による団体のうち、市長の認可・告示を受け、法人格を得た団体

（２）認可地縁団体の目的

地縁による団体に法人格を付与する目的について、従来の地方自治法では、**地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有し、団体名義で登記等ができるようにすること**とされていました。

しかし、令和３年１１月の地方自治法の改正により、地縁による団体は**不動産等の保有（予定）の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うこと**とされました。

● **改正前**

地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有し、団体名義で登記等ができるようにすることが認可の目的

● **改正後**

不動産等の保有（予定）の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うことが認可の目的

認可地縁団体になることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化、個人財産と法人財産との混合防止、対外的な信用の獲得など、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

（３）認可の要件

地縁による団体が認可を受けるには、次に掲げる４つの要件を満たす必要があります。

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

スポーツや芸術などの特定の活動ではなく、地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。

② その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

町や字、地番により区域を表示するほか、道路や河川等により区域を画するなど、団体の構成員のみならず、市民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。

③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

年齢や性別、国籍等を問わず、区域に住所を有する個人のすべてに構成員としての資格があります。

④ 規約を定めていること。

次の事項を規約に定めていなければいけません。

① 目的	⑤ 構成員の資格に関する事項
② 名称	⑥ 代表者に関する事項
③ 区域	⑦ 会議に関する事項
④ 主たる事務所の所在地	⑧ 資産に関する事項

2. 認可申請の手続きについて

（1）認可申請の手続きの流れ

申請者（地縁による団体の代表者）

1.事前準備

①町会・自治会内で話し合い
②市民協働推進課との事前打ち合わせ



2.総会の開催（次の事項の議決が必要です。）

①規約の決定
②認可申請する旨の議決
③構成員の確定
④申請者を代表者とする旨の議決
⑤保有する（予定のある）資産（不動産含む）の確定

3.申請書類の作成

詳細はP4へ

①認可申請書
②規約
③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
④構成員の名簿
⑤地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
⑥申請者が代表者であることを証する書類

4.申請

市役所

5.認可審査

認可・告示

不認可

（２）認可申請に必要な書類等

地縁による団体の代表者は、以下の書類をそろえて市長に認可の申請をします。（申請書類は市民協働推進課へ提出してください。）

① 認可申請書（P９参照）

市民協働推進課にて配布しています。

② 規約

次に掲げる事項を定めていなければなりません。

① 目的	⑤ 構成員の資格に関する事項
② 名称	⑥ 代表者に関する事項
③ 区域	⑦ 会議に関する事項
④ 主たる事務所の所在地	⑧ 資産に関する事項

※ 総会に諮る前にご相談ください。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可申請する旨を決定した議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものです。

④ 構成員の名簿

構成員の氏名・住所を記載したものです。

⑤ 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類です。たとえば、前年度の事業実績報告書などです。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

- 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの
- 申請者が代表者になることを受諾した承諾書（P10 参照）

３．認可後の各種手続きについて

認可審査を経て認可の要件に該当していると認められると、市長により認可が行われ、告示をもって法人格を得ることになります。

（１）告示事項の変更

告示事項に変更があった場合、市長への届出が必要です。市長の変更認可・告示が行われないと、町会・自治会の総会で変更承認されたとしても変更したことにならず、第三者に対して対抗することができません。令和８年10月１日以降に行う告示より、代表者等の住所及びその住所と同一の主たる事務所の所在地を「非表示」と表示します。

【提出書類】

- 告示事項変更届出書（P11 参照）
- 告示事項に変更があった旨を証する書類

告示事項

① 名称
② 規約に定める目的
③ 区域
④ 主たる事務所の所在地
⑤ 代表者の氏名及び住所
⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
⑦ 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名その氏名及び住所）
⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
⑨ 認可年月日

※令和８年 10 月１日以降の告示では、代表者、職務代行者及び代理人の住所を「非表示」と表示します。主たる事務所の所在地が、そのいずれかの住所と同一の場合は、所在地も「非表示」と表示します。

（２）規約の変更

規約を変更する場合には、市長への届出が必要です。**市長の認可を受けなければ、その変更に対して効力は生じません。**

【提出書類】

- 規約変更認可申請書（P12 参照）
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 規約変更を総会で決議したことを証する書類

規約の変更内容が告示事項である場合は、別途、**告示事項の変更の届出も必要**となります。（P５（１）参照）

（３）認可地縁団体の印鑑登録

八潮市認可地縁団体印鑑条例の規定に基づき、資産（不動産等）の登記に必要な代表者の印鑑を登録することができます。

【提出書類】

- 認可地縁団体印鑑登録申請書（P13 参照）

【届出に必要なもの】

- 代表者個人の登録された印鑑
- 登録する認可地縁団体の印鑑

次に該当する印鑑は登録できません。

× ゴム印その他変形しやすいもの
× 機械製造により大量生産されたもの
× 印影の大きさが１辺の長さ８㎜の正方形に収まるもの又は１辺の長さ 30 ㎜の正方形に収まらないもの
× 印影を鮮明に表しにくいもの
× その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの



（４）認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体の印鑑登録手続きを行うことで、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

【提出書類】

・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P14 参照）

【届出に必要なもの】

・認可地縁団体の印鑑（登録された印鑑）
・交付手数料 200 円／１通につき
・認印

（５）団体の証明書（地縁団体台帳の写し）の交付

認可地縁団体であることを証する証明書（地縁団体台帳の写し）の交付を受けることができます。代表者等の住所は、町字より下位の情報を原則として非表示にして交付します。また、主たる事務所の所在地がこれらの住所と同一の場合も同様です。なお、本人が請求する際に住所表示を希望した場合などは、市長が表示を適当でないと認める場合を除き、その住所を表示して交付できます。

【提出書類】

・証明書交付請求書（P15 参照）

【届出に必要なもの】

・交付手数料２００円／１通につき
・認印

（６）資産（不動産等）の登記

認可地縁団体は、団体名義で資産の登記・登録ができます。

登記の際に必要となる団体の証明書（地縁団体台帳の写し）は、市民協働推進課で交付しています。（P7（5）参照）

資産の登記・登録については、下記までお問い合わせください。

● **さいたま地方法務局　草加出張所**
電　話：048-936-0354～5（自動音声ダイヤル）
所在地：〒340-0006
埼玉県草加市八幡町 735 番地 1

（７）法人設立の届出及び税金等

認可地縁団体は、法人税法（国税）において「公益法人等」とみなされますので、原則として収益事業以外は課税されず、収益事業を行わない場合、法人設立に関する届出は必要ありません。しかし、県税や市税は、収益事業を行わない場合でも課税となる（申請により減免措置が受けられる場合がある）ものもあるため、県税事務所及び市役所（市民税課）へは、認可地縁団体設立後、法人設立に関する届出が必要となります。

税金の種類		認可地縁団体	
		収益事業をしない場合	収益事業をする場合
国税	法人税	非課税	課　税
	登録免許税	課　税 ※１	課　税
県税	法人県民税 ※２	均等割のみ課税 （申請により減免措置あり）	課　税
	法人事業税	非課税	課　税
	不動産取得税	課　税 （申請により減免措置あり）	課　税
市税	法人市民税 ※３	均等割のみ課税 （申請により減免措置あり）	課　税
	固定資産税 都市計画税	課　税 （申請により減免措置あり）	課　税

※１　不動産登記の際にかかる税金です。収入印紙を登記申請書等に添付して納税します。

※２　法人設立に関する届出を行い、最初の法人県民税の申告と減免申請を行った後、状況が変わらない場合は、毎年、法人県民税の申告と減免申請は省略が可能となります。

※３　法人設立に関する届出を行い、最初の法人市民税の申告と減免申請を行った後も、毎年、法人市民税の申告と減免申請は必要となります。

【収益事業について】

法人税法上収益事業とは、同法施行令第５条第１項各号（収益事業の範囲）に列挙されている物品販売業、席貸業、駐車場業など、３４の事業で継続して事業場を設けて行われるものをいいます。町会・自治会で行う活動について、「販売の規模」、「反復状況」、「営利性」、「事業としての実態」を総合的に判断した場合、該当しないことも考えられますが、収益事業に該当するか心配な場合などについては、税務署へ確認をお願いします。

【問い合わせ先】

税金についての詳細・不明な点は、下記までお問い合わせください。

● **【国税】越谷税務署**

電　話：048-965-8111（代表）

所在地：〒343-8601

埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号

● **【県税】越谷県税事務所**

電　話：048-962-2191（代表）

所在地：〒343-8503

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目２番８２号 越谷合同庁舎１階

● **【市税】八潮市役所　市民税課　資産税課**

電　話：048-996-2111（代表）

所在地：〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目２番地１



年　　月　　日

（宛先）八潮市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

承　諾　書

私は、地方自治法第２６０条の２第１項の規定により認可された地縁による団体（　　）の認可申請の代表者となることを承諾します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

年　　月　　日

（宛先）八潮市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

告　示　事　項　変　更　届　出　書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

年　　月　　日

（宛先）八潮市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

規　約　変　更　認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第１号(第３条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

（宛先）八潮市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td>登録しようとする
認可地縁団体印鑑</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認可地縁団体の主たる
事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)

氏　名</td><td>(　　)

㊞</td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名　　㊞

(注意事項)

1　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

3　(資格)氏名欄の氏名の次には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)。ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規程により登録されている代表者等の個人の印鑑を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。

4　資格(　　)の欄には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

（宛先）八潮市長

年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="2">登録されている
認可地縁団体印鑑</td><td></td><td colspan="2">認可地縁団体の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">認可地縁団体の主たる
事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(資格)
氏　名</td><td>(　代表者　)</td><td>生年月日</td><td></td></tr>
</table>

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録証明書　　枚の交付を申請します。

申請者　　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名　　㊞

(注意事項)

1　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

2　資格(　　)の欄には、代表者、職務代行者、仮代行者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

証　明　書　交　付　請　求　書

年　　月　　日

（宛先）八潮市長

団体の名称

主たる事務所の所在地

請求者氏名　　印

住　所

地縁による団体証明書を　　通請求いたします。

理由



©八潮市